

# データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の県内周遊促進事業 企画提案募集要項

## 1 目的

スポーツ観戦、文化芸術等鑑賞等に来県する方々をターゲットに、適切な時期・場所・内容等でのPRを行うためのデータ収集・分析を行い、効果的なマーケティングとコンテンツ開発の実証事業を行うため、「データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の県内周遊促進事業」の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するため必要な事項を定める。

## 2 委託業務

### (1) 業務名

データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の県内周遊促進事業

### (2) 業務の内容

別添「データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の県内周遊促進事業業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約の日から令和9年2月17日まで

### (4) 提案上限額

17,402,000円（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含む）

## 3 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集（以下「公募型プロポーザル」という。）し、優れた提案を示すとともに、必要な能力を有し適格と判断される者を予算の範囲内で選定する。

## 4 応募に関する事項

(1) 本公募型プロポーザルに応募できる事業者は、以下の項目のすべての要件を満たす企業とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 申請日において、山形県税（県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、当該県の税の滞納がないものと見做す。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑥ 山形県暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 1 日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生及び再生手続きをしていないこと。

(2) 共同企業体として参加する場合は以下の項目のすべての要件を満たす共同企業体とする。

① 共同企業体協定書を締結していること。

② 共同企業体の全ての構成員が上記(1)の①から⑦までの要件を満たしていること。

③ 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件企画提案に参加していないこと。

## 5 提出書類及び提出方法等

本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数、提出期限

【単独企業の場合】

提出書類		様式、留意点等	提出部数	提出期限
①	参加 申込書	・様式第 1 号	1 部	令和 8 年 4 月 21 日
②	事業者 概要書	・様式第 2 号 <添付書類>	1 部	(火) 17 時

		・会社概要等の分かるパンフレット等	6部	
③ ※	財務諸表	・直前決算時の損益計算書と貸借対照表 1年分	各1部	
④ ※	登記事項 証明書	・発行後3か月以内のもの	1部	
⑤ ※	山形県税 の納税証 明書	・県税の滞納がない証明書 ・山形県内の各総合支庁税務担当課で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの	1部	
⑥ ※	消費税及 び地方消 費税の納 税証明書	・消費税及び地方消費税の未納がない証明 書 ・本社等所在地を管轄する税務署で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの	1部	
⑦ ※	暴力団排 除に関す る誓約書	・「令和7・8年度 物品等競争入札参加資 格審査申請要領」別記様式第7号	1部	
⑧ ※	社会保険 ・労働保 険状況一 覧表	・「令和7・8年度 物品等競争入札参加資 格審査申請要領」別記様式第8号 ＜添付書類＞ ・社会保険（健康保険・厚生年金保 険）の加入状況が確認できる書類の 写し（※健康保険と厚生年金保険の 加入状況が異なる場合は、各々にお ける添付書類を提出すること） ・労働保険（雇用保険・労働者災害補 償保険）の加入状況が確認できる書 類の写し	1部	
⑨ ※	委任状	・法人の代表権を有する者が支店等の長に 契約に関する権限を委任する場合（ただ し、当該支店等の長が既に名簿に登載さ れている場合を除く）に提出すること。 ・様式第3号及び実印の印鑑証明	各1部	
⑩	企画 提案書	・様式第4号 ・企画提案書 「仕様書」に基づき作成すること。 経費見積書には費用積算内訳書（任意 様式）を添付すること。	1部 6部	令和8年 4月30日 （木） 17時
⑪	再委託	・再委託がある場合に提出すること。	6部	

事業者の 事業概要	・様式第5号		
--------------	--------	--	--

※注

- ・山形県競争入札参加資格者である場合は、上記③から⑨までの書類は、会計局の受付印がある競争入札参加資格審査申請書（写）、委任状（写）又は使用印鑑届（写）のいずれかの書類をもって代えることができる。
- ・上記③から⑥までの各種証明書等については、複写したものでも差し支えない。

【共同企業体の場合】

提出書類	様式、留意点等	提出部数	提出期限
① 参加 申込書	・様式第1-2号 共同企業体として1部提出	1部	令和8年 4月21日 (火) 17時
② 誓約書	・様式第1-3号：構成員毎に提出 <添付書類>：構成員毎に提出 ・事業者概要書（様式第2号） ・会社概要等の分かるパンフレット等	1部 1部 6部	
③ 共同企業 体概要書	・様式第2-2号 共同企業体として1部提出	1部	
④ 財務諸表 ※	・直前決算時の損益計算書と貸借対照表 1年分	各1部	
⑤ 登記事項 ※ 証明書	・発行後3か月以内のもの	1部	
⑥ 山形県税 ※ の納税証 明書	・県税の滞納がない証明書 ・山形県内の各総合支庁税務担当課で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの	1部	
⑦ 消費税及 ※ び地方消 費税の納 税証明書	・消費税及び地方消費税の未納がない証明 書 ・本社等所在地を管轄する税務署で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの	1部	
⑧ 暴力団排 ※ 除に関す る誓約書	・「令和7・8年度 物品等競争入札参加資 格審査申請要領」別記様式第7号	1部	
⑨ 社会保険 ※ ・労働保 険状況一 覧表	・「令和7・8年度 物品等競争入札参加資 格審査申請要領」別記様式第8号 <添付書類> ・社会保険（健康保険・厚生年金保 険）の加入状況が確認できる書類の	1部	

		<p>写し（※健康保険と厚生年金保険の加入状況が異なる場合は、各々における添付書類を提出すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険（雇用保険・労働者災害補償保険）の加入状況が確認できる書類の写し</li> </ul>		
⑩ ※	委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の代表権を有する者が支店等の長に契約に関する権限を委任する場合（ただし、当該支店等の長が既に名簿に登載されている場合を除く）に提出すること。</li> <li>・様式第3号及び実印の印鑑証明</li> </ul>	各1部	
⑪	企画 提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第4号 共同企業体として1部提出</li> <li>・企画提案書 共同企業体として6部提出 「仕様書」に基づき作成すること。 経費見積書には費用積算内訳書（任意様式）を添付すること。</li> </ul>	1部  6部	令和8年 4月30日 (木) 17時
⑫	共同企業 体協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考様式 共同企業体として1部提出</li> </ul>	1部	

※注

- ・構成員毎に1部提出すること。
- ・山形県競争入札参加資格者である場合は、上記④から⑩までの書類は、会計局の受付印がある競争入札参加資格審査申請書（写）、委任状（写）又は使用印鑑届（写）のいずれかの書類をもって代えることができる。
- ・上記④から⑦までの各種証明書等については、複写したものでも差し支えない。

(2) 提出方法

下記のいずれかの方法により、「13 担当部局」まで提出すること。

① 持参、郵送する場合

- ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

② 電子メールへの添付等により提出する場合

- ・ファイルの形式はPDF等の容易に編集ができない形式によること。（※Word等の編集が容易な形式は認められない。）

### (3) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。

- ① 仕様書「3 業務内容」に基づく企画の内容
- ② 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）
- ③ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること。）
- ④ 経費見積書（任意様式）

### (4) その他

- ① 提案は全て企画提案書に記載すること。
- ② 企画提案書は様式第4号に添付して提出すること。
- ③ A4判、縦置き左綴じ、横書きとする。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- (2) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

## 7 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第6号）」により行うものとする。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の県内周遊促進事業に係る問い合わせ」として「13担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問書の受付期間は令和8年4月15日（水）17時までとする。
- (4) 質問書への回答は、山形県ホームページ上募集要項掲載ページにて、令和8年4月17日（金）までに掲載する（掲載日が異なる場合もある。）。ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

## 8 事業説明会

下記により事業説明会を開催する。

### (1) 開催日時

令和8年4月14日（火）14:00～15:00

### (2) 開催場所

山形県庁 10階 1002 会議室

### (3) 参加申込方法

別添「事業説明会参加希望届」の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の県内周遊促進事業説明会に係る参加希望届」として「13 担当部局」あてに送付すること。なお、事業説明会への出席者は各者1名までとする。

## 9 審査方法、評価基準及び選定方法

- (1) 審査は、山形県が設置する「データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の県内周遊促進事業企画審査会」（以下「企画審査会」という。）により、提案者からのプレゼンテーションを経て企画提案書の審査を行う。企画審査会の参加者は3名までとし、詳細は、別途提案者に通知する。なお、山形県の判断により提案者のプレゼンテーションを省略する場合がある。
- (2) 評価は、「(別紙) データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の県内周遊促進事業企画提案審査基準」（以下「審査基準」という。）により行う。なお、経費の積算について、明らかに不適切と認められるときは、当該提案者は選定の対象としない場合がある。
- (3) 審査基準に沿って採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。ただし、提出された全ての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。
- (4) 提案者が多数の場合は、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- (6) 提案者がいない場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (7) 審査の結果は、全提案者に対し書面により通知する。ただし、点数等の詳細は非公表とする。

## 10 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会 : 5月下旬頃（山形県庁にて開催予定。）
- (2) 審査結果通知 : 5月下旬頃
- (3) 契約締結 : 6月上旬頃（別途通知する。）

## 11 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀者及び次点者には、その旨を通知する。
- (2) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (3) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が応

募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

## 12 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに書面にて「データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の県内周遊促進事業に係る企画提案辞退届」(任意様式)を「13 担当部局」あてに電子メールで提出すること。
- (6) この募集及び契約については、山形県の都合により中止する場合がある。

## 13 担当部局

山形県観光文化スポーツ部観光プロモーション課国内プロモーション係

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号(県庁8階)

電 話：023-630-2289

F A X：023-630-2367

メール：ykankopro#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を変更して送信ください。